

歴史文化を活用したグループ旅行

令和4年度

歴史文化を活用した県内グループ旅行商品造成支援金交付事業

静岡県を目的地として、旅行行程の一部に貸切バスを利用する旅行を催行する旅行会社に対し、予算の範囲内において支援金を交付します。

【支援対象者】

旅行業法第3条の登録を受けている旅行会社（以下「旅行会社」という。）

【支援要件】

- 1、行程の一部に貸切バスを利用する旅行で、以下の要件をすべて満たすこと
 - (1) バス1台あたり10名以上のグループであること
 - (2) 静岡県内に1泊以上（ふじのくに安全・安心認証（申請済みを含む）を受けた施設）もしくは県内の有料入場施設または飲食施設を1ヶ所以上利用すること
 - (3) 静岡県内の歴史・文化資源に係る施設を1ヵ所以上（有料・無料問わない）訪問すること
 - (4) 旅行の出発日が令和4年11月1日以降かつ帰着日が令和5年1月31日以前であること
- 2、次に掲げる感染症対策を実施していること
 - (1) 旅行会社は、（一社）日本旅行業協会の定める「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守すること
 - (2) バス事業者は、（公社）日本バス協会の定める「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を遵守すること
 - (3) 運行ごとに感染症対策チェックリスト（様式3）を作成し実績報告時に提出すること

【補助額】 ▲ 1事業所あたり、800,000円を上限とする

静岡県内に宿泊する場合 20,000/台

日帰り旅行の場合 10,000/台

※同一住所であっても登記上別営業所であれば、複数営業所として申請可能です

【他助成金との併用の可否】

静岡県及び公益社団法人静岡県観光協会が実施する支援金との併用はできません。

併用不可) 駿河湾フェリー半額キャンペーン、中央日本四県の教育旅行支援金

併用可) 各市町が行う助成制度、しずおか元気旅

交付の流れ

電子申請システムから申請

① 旅行会社：マイページ登録

会社名、所在地、代表者名、担当者名、連絡先、支援金振込先口座等をマイページ登録フォームより登録してください（県内グループ旅行支援金申請時に登録済みの場合は不要です）。

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=njsf-lesdtd-4fcff8b7724875e6cde7ad7ae83fcc8a>

パスワードは再発行できません。必ずお控えください。

1事業所につき1度のみ登録です。事業所内でログインID・パスワードを共有してください

初回のみ登録が必要です。2回目以降の支援金申請においては②からお進みください。

電子申請

② 旅行会社：支援金申請

催行月ごと、旅行出発日の7日前までに申請フォームより交付申請

〈添付書類〉 PDFにて添付

旅行行程表（設定日、貸切バス利用区間、バス台数、歴史文化に係る施設・宿泊・有料施設・が確認できるもの）

電子申請

③ 協会：支援金申請受理

内容審査後、受理の可否をマイページにて通知します。

不備がある場合にはマイページに修正依頼が届きますので、各自、マイページにて承認ステータスをご確認ください。

電子申請

④ 旅行会社：変更申請・取下げ

旅行中止や、バス台数に変更となった場合は、速やかに変更フォームより取下げ申請または台数変更を行ってください。

電子申請

⑤ 旅行会社：実績報告・請求

旅行実施後、**10日以内**に報告・請求フォームより実績報告及び請求

期日までに実績報告書の提出がない場合、受理された旅行についても支援金の支払いは行いません。

〈添付書類〉 PDFにて添付

- ・最終行程表（歴史文化に係る施設を訪問したことが明記されていること）
- ・バス利用証明書〔様式1〕
- ・県内宿泊の場合、宿泊証明書〔様式2〕または宿泊の領収書の写し※
- ・日帰りの場合、有料入場・食事施設等の利用証明書〔様式2〕または領収書の写し※
- ・別紙感染症対策チェックリスト〔様式3〕

※領収書を添付する場合は、但し書きとして旅行参加人数を記載してください

⑥ 協会：支援金の支払い

実績報告兼請求受理後、内容を審査し、適当と認めたときは支援金の額を確定し、支払います。

その他

1、「有料入場施設等」「飲食施設」について

補助要件に掲げる「有料入場施設」「飲食施設等」は以下の考え方にに基づき認定。

「有料入場施設」

- ① 入場料が発生する施設（動物園、博物館、美術館 等）
- ② 体験料が発生する施設（収穫体験、工芸体験 等）
- ③ 参加者一人あたりに対し料金が発生するガイドツアー

※土産物店は対象外

※適用可否の判断が難しい場合は、静岡県観光協会までご相談ください。

「飲食施設」

店内食を原則とします。ただし、ミールクーポンを利用した自由食は対象となります。（例：エスパルスドリームプラザや河岸の市でのミールクーポン）

※サービスエリア・パーキングエリア、弁当仕出し屋は対象外

2、申請内容を変更する場合について

ツアーキャンセルに伴う申請取下げや、バス台数の変更、実施日の変更等が生じた場合、実績報告前に変更申請が必要です。場合によっては新規申請が必要になりますので、静岡県観光協会までお問合せください。

3、支援金の支払いについて

支援金の申請を受理された旅行についても、旅行実施後 10 日以内の実績報告がない場合、支援金の支払いは行いません。

マイページ登録はこちら

<https://reg31.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=njsf-lesdtd-4fcff8b7724875e6cde7ad7ae83fcc8a>

支援金申請はこちら（マイページログイン）

<https://area31.smp.ne.jp/area/p/njsf5pfpgp5lfrakh7/FIC8D9/login.html>

【問合せ先】

公益社団法人静岡県観光協会

国内マーケティング課

担当：渥美

TEL：054-202-5595

Email：kokunai_1@shizuoka-tourism.or.jp